

○ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件

(平成十五年三月二十七日)

(国土交通省告示第二百七十三号)

改正 平成一八年 九月二九日国土交通省告示第一一六九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百八十三号）第二十条の五第一項第四号の表及び第二十条の六第二項の規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を次のように定める。

ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを二・七メートル以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。

- 一 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）又は有効換気換算量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$V_r = nAh$$

（この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値

三・三メートル未満	〇・六
三・三メートル以上四・一メートル未満	〇・五
四・一メートル以上五・四メートル未満	〇・四
五・四メートル以上八・一メートル未満	〇・三
八・一メートル以上十六・一メートル未満	〇・二
十六・一メートル以上	〇・一

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

- 二 令第二百二十九条の二の六第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ（2）及び（3）又はロ（2）及び（3）並びに同項第二号に適合するものとする。

第二 換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室

令第二十条の七第一項第二号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室（第一に適合するものを除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一 天井の高さを二・九メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備（第一の各号に適合するものを除く。）を設けるものとする。

イ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$Vr = nAh$$

（この式において、 Vr 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値

三・九メートル未満	〇・四
三・九メートル以上五・八メートル未満	〇・三
五・八メートル以上十一・五メートル未満	〇・二
十一・五メートル以上	〇・一

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

ロ 令第二百二十九条の二の六第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ（2）及び（3）又はロ（2）及び（3）並びに同項第二号に適合するものとする。

二 外気に常時開放された開口部等の換気上有効な面積の合計が、床面積に対して、一万分の十五以上とすること。

三 ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）で、使用時に外気に開放される開口部等の換気上有効な面積の合計が、床面積に対して、一万分の十五以上とすること。

四 真壁造の建築物（外壁に合板その他これに類する板状に成型した建築材料を用いないものに限る。）の居室で、天井及び床に合板その他これに類する板状に成型した建築材料を用いないもの又は外壁の開口部に設ける建具（通気が確保できる空隙のあるものに限る。）に木製枠を用いるものとする。

第三 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室

令第二十条の八第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設け

る住宅等の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 第一に適合するものとする。
- 二 第二の各号のいずれかに適合するものとする。ただし、第二第三号中「ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室」とあるのは「家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場」と読み替えて適用するものとする。

第四 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室

令第二十条の八第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 第一に適合するものとする。
- 二 第二の各号のいずれかに適合するものとする。
- 三 天井の高さを三・五メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。
- イ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$V_r = nAh$$

(この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

V_r 必要有効換気量 (単位 一時間につき立方メートル)

n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値

六・九メートル未満	〇・二
六・九メートル以上十三・八メートル未満	〇・一
十三・八メートル以上	〇・〇五

A 居室の床面積 (単位 平方メートル)

h 居室の天井の高さ (単位 メートル)

- ロ 令第二百二十九条の二の六第二項のほか、令第二十条の八第一項第一号イ (2) 及び (3) 又はロ (2) 及び (3) 並びに同項第二号に適合するものとする。

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日国土交通省告示第一一六九号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令 (平成十八年政令第三百八号) の

施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。